

法泳会 会則

第1条 (名称)

本会は「法政大学 法泳会（体育会水泳部OG・OB会）」と称し、本部を法政大学体育会水泳部合宿所に置く。

第2条 (組織)

本会は法政大学体育会水泳部OG・OBを会員として組織する。

- (1) 卒業生は卒業と同時に法泳会会員となる。
- (2) OG・OB以外で会員3名以上の推薦があり、役員会が承認した場合に会員とすることができる。

第3条 (目的)

本会は法政大学法泳会会員の親睦をはかり、水泳部の発展に寄与することを目的とする。

第4条 (役員)

本会は会務を遂行するために次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 顧問 若干名
- (4) 幹事長 1名
- (5) 副幹事長 若干名
- (6) 参与 若干名

第5条 (役員を選出)

役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 会長は役員の中から選出し、総会の承認を受ける。
- (2) 副会長は会員の中から選出し、総会の承認を受ける。
- (3) 顧問は本会に功労のあった者を役員会が推薦し、総会の承認を受ける。
- (4) 幹事長は役員の中から選出し、総会の承認を受ける。
- (5) 副幹事長は会員の中から選出し、総会の承認を受ける。
- (6) 参与は水泳部部長・監督とする。

第6条 (役員任期と責務)

役員任期及び責務は次のとおりとする。

- (1) 会長の任期は3年とし留任を認める。但し3期を限度とする。本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長の任期は3年とし留任を認める。但し3期を限度とする。会長をサポートする。
- (3) 顧問の任期は終身とする。但し本人の都合による辞任を認める。会長の諮問をうける。
- (4) 幹事長の任期は3年とし留任を認める。但し3期を限度とする。本会の業務・運営を執行する。
- (5) 参与の任期は水泳部部長・監督の在任期間とし法泳会役員と連携しサポートする。

第7条 (会議)

本会は次の会議を開く。会長が召集し、幹事長が議長を務める。

- (1) 総会・・・年1回、3月に開催する。総会決議は、出席者の半数の賛成をもって承認とする。
- (2) 役員会・・・必要に応じ随時開催する。役員会決議は、2/3以上の賛成をもって承認とする。
ただし、役員会議決には水泳部OGOBでない役員は含まない。
- (3) 臨時総会・・・必要に応じ開くことができる。

第8条 (事業)

本会は次の業務を行う。

- (1) 記念行事
- (2) 部全般活動の支援
- (3) 競技会の支援
- (4) 会議の開催
- (5) 学内外行事への参加

第9条 (会計)

会費と会計年度については下記のとおりとする。

- (1) 年会費 10,000円
- (2) 寄付 任意
- (3) 期間 3月1日～翌年2月末日

第10条 (事務局)

本会の運営と業務を円滑に行うため事務局を置く。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 事務局員 若干名

第11条 (事務局の選出と事務局長の任期)

事務局長及び事務局員の選出は次のとおりとする。

- (1) 事務局長は会員の中から選出し、総会の承認を受ける。任期は3年とし留任を認める。
- (2) 事務局員は会員の中から選出し、役員会にて選任し統括する。

第12条 (事務局の業務)

事務局の業務は次のとおりとする。

- (1) 行事の企画
- (2) 会計業務(会計年度の決算、および予算(案)含む)
- (3) 事業の立案と実施

第13条 (会則・細則の改定)

会則・細則の改定は総会の決議による。

施行日	1965年(昭和40年)	4月1日より実施
	2006年(平成18年)	4月1日 改定
	2023年(令和5年)	3月19日 改定
	2025年(令和7年)	3月2日 改定
	2026年(令和8年)	3月8日 改定

法泳会 細則

第1条 (法泳会 行事)

法泳会主催行事は次のとおりとする。

- (1) 3月総会
- (2) インカレ開催中のOG・OB会
- (3) 国際大会壮行会
- (4) 周年行事
- (5) その他の場合は役員会にて決定する

第2条 (報奨・慶弔)

① 報奨金について

報奨金について、次のとおりとする。

- | | |
|------------------------------|------|
| (1) オリンピック代表選手および役員 | 10万円 |
| (2) 世界選手権代表選手および役員 | 5万円 |
| (3) アジア大会代表選手および役員 | 5万円 |
| (4) ワールドユニバーシティゲームズ代表選手および役員 | 3万円 |
| (5) 世界短水路選手権代表選手および役員 | 3万円 |
| (6) その他国際大会代表選手および役員 | 3万円 |
| (7) 学内練習の学生が代表に選出された場合の指導コーチ | 3万円 |

(但し、日本代表役員に選出された場合は除く)

その他の場合は、役員会の承認により決定する。

② 弔事について

弔事については、次のとおりとする。

直近5年において、年会費・寄付の納入があった会員を対象とする。

- (1) 5万円未満 本人に生花
- (2) 5万円～10万円未満 本人に生花・香典(1万円)
- (3) 10万円以上 本人に生花・香典(1万円) ・配偶者に香典(1万円)

その他の場合は、役員会の承認により決定する。

第3条 (水泳部への援助金)

- (1) 水泳部に対して、年間100万円を限度として支援する。(毎年4月)
- (2) 4年に一度(2027年度より) 10万円を支援する。(4月)
- (3) 水泳部コーチに対して(監督と相談の上)年間総額30万円を限度として支援する。
(支給は会計年度末とする)
- (4) 日本学生選手権前 8月に激励金を拠出。
- (5) 日本学生選手権の応援(観戦券)について法泳会にて支援する。
- (6) 法政OPENへの援助金。

第4条 (法泳会としての活動他費)

(1) 交通費 支給

法泳会として活動する場合の交通費を(適正に)支給する(年度末一括)。

(2) 校友会 (大学卒業生・教職員で組織される団体)

校友会会員は 所属するパートナー組織を法泳会に変更していただく。

各パートナー組織40名に対して1名を代表議員として選出規定。

法泳会としての代表議員は次の順で選出する。

① 幹事長 ② 事務局長 ③ 事務局員

(3) 校友会 会員加入

法泳会役員の中で校友会会員でないものは、適宜 終身会費を納入し会員とする。

(費用は法泳会より拠出する)

(4) 法泳会会員で還暦を迎えるOG・OBには記念品を送りする。

以上